下松市保育利用調整基準

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第３項及び第４項の規定に基づく利用の調整は、次のとおり行うものとする。

（１）父母それぞれの状況に当てはまる「①基本項目」を合算する（父母には、児童を現に監護する者を含む）。

（２）「②調整項目」に該当する場合は、同表に定める評点数を加減する。

（３）評点が高い順に、利用を希望する施設についての利用調整を行う。なお、同点となる場合は、「③評点数が同点の場合の優先順位」により判断する。

［備考］

（１）虚偽の申告があった場合は、入園取消し又は退園の処分を行う。

（２）在園児は、保育の必要性が引き続き認められる場合は、利用調整の評点数によらず継続入所することができる。

（３）世帯状況が、この利用調整基準の評点数により難い場合は、市長が必要とする評点数とする。

①基本項目

児童の父母の状況			評点数
正規雇用			１０
臨時雇用等	８時間～ /日		８
	６～８時間未満/日		７
	４～６時間未満/日		６
自営業（家族従事者を含む）	８時間～ /日		８
	６～８時間未満/日		７
	４～６時間未満/日		６
	準備中		４
内職	８時間～ /日		４
	６～８時間未満/日		３
	４～６時間未満/日		２
妊娠、出産	出産予定月の前月から翌々月		８
疾病、障がい	長期入院		１０
	自宅・通院加療	寝たきり	９
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難	８
		その他	７
	身体・精神障がい	１級～２級	１０
		３級	８
		４級～６級、療育手帳	６

児童の父母の状況			評点数
親族の 介護・看護	自宅外 （入院・通院・通所）	月１２０時間以上の看護・付添	９
		月　９０時間以上の看護・付添	７
		月　６０時間以上の看護・付添	４
		その他	１
	自宅	心身の傷病又は障がいにより常時介護が必要と認められる場合	９
		その他	７
家庭の災害	災害等で居宅を消失、破損		１０
不存在等（父母の死亡・離別・別居・拘禁・行方不明等）			１０
就学・職業訓練学校			７
求職中			１

※基本項目について、複数該当する場合は、評点の高い方を適用する。

②調整項目

その他の状況	評点数
ひとり親世帯	＋１０
児童虐待・配偶者からのＤＶ等の疑いがある世帯	（※）
生活保護世帯（就労により自立支援が図られる場合）	＋１０
申込児童が障がいを有する （障がいに関する手帳、もしくは手帳交付に関する診断書が必要）	＋５
里帰り出産のため退所した施設への再入園	＋１５
父母が産後休暇又は育児休暇明け（正規雇用）	＋７
父母が産後休暇又は育児休暇明け（臨時雇用等）	
復職後の就労時間８時間以上/日	＋５
復職後の就労時間６～８時間未満/日	＋４
復職後の就労時間４～６時間未満/日	＋３
入所中の認定こども園内で１号認定から２号認定への変更	＋５
兄弟姉妹２人以上の新規入所を同時申込（入所中の認定こども園内で１号認定から２号認定への変更の場合、転園希望の場合は除く）	＋５
小規模保育施設等の利用年齢に上限がある施設（市外含む）を卒園	認可　：＋５ 認可外：＋３
正当な理由なく保育料を滞納している世帯	△１０

（※）児童虐待等の疑いがある世帯については、状況に応じて判断をする。

③評点数が同点の場合の優先順位（下表のⅠからⅤの順に優先順位を判断）

Ⅰ	高	新規入所申込
	低	転園

Ⅱ	高	市内在住者
	低	入所日までに下松市内に転入が確実な者

Ⅲ	高	就労中
	低	内定

Ⅳ	高 低	勤務日数（月平均）× 実労働時間（日）の大小

Ⅴ	高	ひとり親世帯等
		市内に父母と児童のみの世帯
		市内に親族が居る世帯
		親族と同居の世帯（６５歳以上の無職かつ健康な親族）
	低	親族と同居の世帯（１８～６５歳未満の無職かつ健康な親族）

※優先順位（評点に関係なく判断）

Ⅰ	高	父母が以下の市内施設に従事又は内定（臨時雇用等を含む） 認可保育所・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園 放課後児童クラブ（児童の家）・企業主導型保育施設 下松市認可外保育施設入所児童保育助成金交付要綱の対象施設
	低	上記以外の者

Ⅱ	高	市内在住者 入所日までに下松市内に転入が確実な者 里帰り出産のため下松市に実態がある者
	低	市外在住者

Ⅲ	高	兄弟姉妹が在園する施設（※）を入園の第一希望とする場合 （卒園・退園により、入れ替わりとなる場合は除く） （父母が求職中の場合は除く） （※）認定こども園の幼稚園機能部分の場合を含む。
	低	上記以外の者